

国富町告示第3号

令和5年国富町議会第1回定例会を次のとおり招集する

令和5年2月27日

国富町長 中別府尚文

1 期 日 令和5年3月3日

2 場 所 国富町議会議場

---

○開会日に応招した議員

中村 繁樹君	穂寄 満弘君
谷口 勝君	三根 正則君
日高 英敏君	山内 千秋君
武田 幹夫君	近藤 智子君
飯干 富生君	河野 憲次君
緒方 良美君	横山 逸男君
渡邊 静男君	

---

○3月7日に応招した議員

同上

---

○3月8日に応招した議員

同上

---

○3月17日に応招した議員

同上

---

○応招しなかった議員

なし

---

議事日程(第1号)

令和5年3月3日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第1号 令和5年度国富町一般会計予算について
- 日程第5 議案第2号 令和5年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第3号 令和5年度国富町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第4号 令和5年度国富町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第8 議案第5号 令和5年度国富町介護保険特別会計予算について
- 日程第9 議案第6号 令和5年度国富町水道事業会計予算について
- 日程第10 議案第7号 令和5年度国富町下水道事業会計予算について
- 日程第11 議案第8号 国富町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第12 議案第9号 国富町個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第13 議案第10号 国富町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第11号 国富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第12号 国富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第13号 国富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第14号 国富町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第15号 国富町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第16号 国富町法華嶽公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第17号 工事請負契約〔令和4年度東諸葬祭場改修工事(建築主体)〕の変更について

- 日程第21 議案第18号 令和4年度国富町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第22 議案第19号 令和4年度国富町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第23 議案第20号 令和4年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第24 議案第21号 令和4年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第25 議案第22号 令和4年度国富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第26 議案第23号 令和4年度国富町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第27 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第1号 令和5年度国富町一般会計予算について
- 日程第5 議案第2号 令和5年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第3号 令和5年度国富町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第4号 令和5年度国富町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第8 議案第5号 令和5年度国富町介護保険特別会計予算について
- 日程第9 議案第6号 令和5年度国富町水道事業会計予算について
- 日程第10 議案第7号 令和5年度国富町下水道事業会計予算について
- 日程第11 議案第8号 国富町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第12 議案第9号 国富町個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第13 議案第10号 国富町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第11号 国富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第12号 国富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第13号 国富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第17 議案第14号 国富町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第15号 国富町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第16号 国富町法華嶽公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第17号 工事請負契約〔令和4年度東諸葬祭場改修工事（建築主体）〕の変更について
- 日程第21 議案第18号 令和4年度国富町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第22 議案第19号 令和4年度国富町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第23 議案第20号 令和4年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第24 議案第21号 令和4年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第25 議案第22号 令和4年度国富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第26 議案第23号 令和4年度国富町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第27 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

---

出席議員（13名）

1番	中村 繁樹君	2番	穂寄 満弘君
3番	谷口 勝君	4番	三根 正則君
5番	日高 英敏君	6番	山内 千秋君
7番	武田 幹夫君	8番	近藤 智子君
9番	飯干 富生君	10番	河野 憲次君
11番	緒方 良美君	12番	横山 逸男君
13番	渡邊 静男君		

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 武田 二雄君 主幹兼議事調査係長 夏目 卓治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中別府尚文君	副町長	横山 秀樹君
教育長	荒木 幸一君	総務課長	重山 康浩君
企画政策課長	大矢 雄二君	財政課長	矢野 一弘君
税務課長	津留 慎義君	町民生活課長	菊池 潤一君
福祉課長	桑畑 武美君	保健介護課長	坂本 透君
農林振興課長	日高 佑二君	農地整備課長	横山 寿彦君
都市建設課長	吉岡 勝則君	上下水道課長	福嶋 英人君
会計管理者兼会計課長			横山 香代君
教育総務課長	児玉 和弘君	社会教育課長	佐藤 利明君
学校給食共同調理場所長			三好 秀敏君
監査委員	山口 孝君		

午前9時33分開会

○議長（渡邊 静男君） 皆様、おはようございます。開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日3月3日は、ちょうど桃の節句、ひな祭りでございます。桃は魔よけの効果を持つとされ、ひな人形には娘の厄を引き受ける役目があるため、災いが降りかからず、幸せな人生が送れるようにとの願いが込められているとのことであります。日本の伝統行事でもあるこの日を、子供の健やかな成長を願ってお祝いできればと思います。

また、ワールドベースボールクラシックWBC、日本代表侍ジャパンの宮崎キャンプは、2月27日に11日間の全日程を無事終了しました。おかげさまで、素晴らしい天候に恵まれ、観客数は18万人に上り、県内外の多くのファンに夢の時間を楽しんでいただきました。河津桜の咲き誇る気候温暖で、緑豊かな宮崎県を全国に遺憾なくPRでき、全県民が喜びと期待に包まれていることと存じます。チームジャパンの世界一を祈ります。

さて、中別府町長におかれましては、令和5年度に向けて編成された当初予算案は、一般会計及び特別会計を合わせ、総額154億3,114万円と大きな規模となっているようです。そのうち、一般会計予算案は90億3,900万円で、令和4年度と比較しますと2.8%の減となっています。厳しい財政状況ではありますが、未来に希望の持てるまちづくりのために、人口減少

対策、高齢化対策、安心・安全対策、地域活性化対策、町民福祉の向上対策など、積極的な予算で町長の意気込みが反映されているようでございます。

財政課を中心に、長期間にわたり予算編成に携わられました職員の皆様のご労苦に対しまして、敬意を表したいと思います。

それでは、第1回定例会には、町長提出議案としまして、当初予算が7件、条例関係が9件、工事請負契約が1件、補正予算が6件、諮問が1件の合計24件でございます。

また、一般質問につきましては、7名の議員が通告をされています。

議事の進行に当たりましては、効率的な運営ができますよう、議員並びに執行部の皆様のご協力をお願い申し上げまして、挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しておりますので、令和5年国富町議会第1回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊 静男君） 日程第1、会議録の署名議員を指名します。

今期定例会の会議録署名議員は、国富町議会会議規則第122条の規定によりまして、中村繁樹君、武田幹夫君を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（渡邊 静男君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、議会運営委員会の決定のとおり、本日から3月17日までの15日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月17日までの15日間に決定いたしました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（渡邊 静男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会諸般の政務については、別紙報告書のとおりでありますので、ご了承ください。

---

### 日程第4. 議案第1号

日程第 5. 議案第 2 号

日程第 6. 議案第 3 号

日程第 7. 議案第 4 号

日程第 8. 議案第 5 号

日程第 9. 議案第 6 号

日程第 10. 議案第 7 号

日程第 11. 議案第 8 号

日程第 12. 議案第 9 号

日程第 13. 議案第 10 号

日程第 14. 議案第 11 号

日程第 15. 議案第 12 号

日程第 16. 議案第 13 号

日程第 17. 議案第 14 号

日程第 18. 議案第 15 号

日程第 19. 議案第 16 号

日程第 20. 議案第 17 号

日程第 21. 議案第 18 号

日程第 22. 議案第 19 号

日程第 23. 議案第 20 号

日程第 24. 議案第 21 号

日程第 25. 議案第 22 号

日程第 26. 議案第 23 号

日程第 27. 諮問第 1 号

○議長（渡邊 静男君） 日程第 4、議案第 1 号から日程第 27、諮問第 1 号までの 24 件について、一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中別府尚文君） おはようございます。それでは、ただいま議題となりました議案第 1 号から諮問第 1 号までのご審議をお願いするに当たり、令和 5 年度当初予算案をはじめとする議案の概要等についてご説明申し上げます。

我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響で、依然として厳しい状況にあり、今後とも地方財政運営は、相当厳しいものになることが想定されます。またこの間、国民の働き方や日常生活、意識等も大きく変化し、新たな時代に適

用する地方自治体への変革、あるいは、利便性のより高い住民サービスの提供などへの急速な転換が求められる時代になってきております。

こうした状況の中、予算編成を取り巻く情勢を見てみますと、国の一般会計予算案は114兆3,812億円、対前年度比6.3%の増で、初めて110兆円を超える予算規模となり、11年連続で過去最大を更新しております。高齢化による社会保障費の増加に加え、日本周辺国の動向やウクライナ危機等を契機に、防衛力の強化への取組が本格化したことが主な要因ですが、このほかにも、子ども・子育て政策の強化、地方自治体のデジタル化への取組の加速化と、それを活用した地方創生の支援、また、脱炭素化社会の実現に向けた事業の拡充など、社会の転換期を前に、我が国が直面する重要課題に対して道筋をつけ、令和4年度第2次補正予算と一体となった、未来を切り開くための予算が編成されたところであります。

一方、地方の収支見込みである地方財政計画では、一般財源総額が前年度比1.9%増の65兆535億円となり、地方交付税も対前年度比1.7%増の18兆3,611億円が確保されております。脱炭素化事業を拡充するなどの経費も計上されておりますので、これら国の動向を見極めながら、各種事業に係る財源の確保に努めてまいります。

また、宮崎県の一般会計予算案は、総額6,557億円で、前年度当初予算を2.2%上回る予算となっております。知事選直後ながら、災害復旧や新型コロナウイルス感染症対策に加え、物価高騰対策や観光需要の回復などを盛り込んだ、骨太の骨格予算が編成されております。

次に、本町の予算編成についてであります。

令和5年度当初予算の編成に当たりましては、厳しい財政状況の中、歳入歳出両面にわたる事務事業の見直しに取り組んだところであり、総合計画やSDGsの理念も踏まえ、本町における最大の課題である人口減少対策を強固に進めるべく、移住・定住対策の事業内容を拡充したほか、県内でも下位に位置する出生率の向上を目指すための取組として、子育て世帯への経済的な支援や、子育てにおける様々な局面できめ細かなサポートを提供する事業を追加するなど、これまで以上に子育てしやすいまちづくりを目指した予算づくりに取り組んだところです。

また、地域コミュニティの活性化や本町の基幹産業である農林水産業や町内商工業の経済活性化を図るとともに、新たな時代に対応するため、対応が急がれる行政デジタル環境の整備や脱炭素社会を実現し、豊かな自然と共生していくための施策、また近年、大規模な被害をもたらす自然災害への備えを充実、強化するため、防災・減災対策などにも引き続き取り組んでまいります。こうした取組を重点的に行うことで、町民誰もが安心して暮らせる社会の形勢を目指してまいります。

しかしながら、社会保障費の伸びによる扶助費の増加や、物価高騰による経常的経費の増加、公債費や改修・更新を要する町有施設等の増加も見込まれることから、本町の財政状況は引き続き

き、予断を許さない状況であり、財源については、国・県の制度事業を中心に徹底した情報収集を行い、より有利な財源確保に努めてまいります。

それでは、まず、議案第1号「令和5年度国富町一般会計予算について」ご説明いたします。

予算の規模は90億3,900万円で、対前年度比2.8%の減となっています。これは、障害者自立支援給付費や障害児施設給付費の増加、電気料をはじめとする様々な物価の高騰により、経常経費の増加が見られる一方、国の制度事業を活用した畜産環境整備事業費や、東諸葬祭場改築事業費の減などが主な要因となっております。

次に、性質別歳出予算で見ると、義務的経費では、人件費と公債費は減少しておりますが、扶助費は大きく増加しております。

人件費は、会計年度任用職員や参議院議員選挙、県知事選挙等の人件費の減が主な要因となっております。

扶助費は、障害者自立支援給付費や障害児施設給付費、老人保護措置費のほか、後期高齢者療養給付費負担金の増加も見込まれております。

その他の経費では、物件費が、地籍調査測量委託料や第3期都市再生整備事業の事後評価策定業務委託料の減額がある一方で、電気料やふるさと納税PR業務委託料などの増額に加え、行政デジタル化に向けた情報システムの標準化に係るシステム開発など、新たな経費が増えております。

また、補助費では、新規事業として農業用ハウス強靱化対策事業費補助金や、出産・子育て応援給付金を計上する一方で、コロナ禍における経済対策として計上した県との連携による、くにとみ応援消費プレミアム付商品券発行事業費補助金や、保育士等の人材確保対策を推進するための保育士等の処遇改善臨時特例事業補助金などが大きな減額要因となっております。

さらに、投資的経費では、老朽化したもりながこども園の園舎改築に対する補助金や、本庄小学校屋内運動場床等改修工事、老人福祉館の解体工事費などによる増加が見られる一方、畜産競争力強化整備事業費補助金や東諸葬祭場改修事業の終了により、大きく減額しております。

一方、歳入においては、自主財源の根幹を占める町民税では、新型コロナウイルス感染症の影響からの経済回復により、前年度実績見込みと同程度を見込んでおります。

固定資産税では、町内企業の業務形態の変更による償却資産の大幅な減により、8,021万2,000円の減収を見込んでおります。

同じく、歳入の柱である地方交付税については、税収の減や地方財政計画に沿った臨時財政対策債の減などにより、前年度比9.0%増の25億1,849万6,000円を見込んでおります。

そのほか、基金繰入金は、前年度と比べ1,117万円の増額となっております。これは、財政調整基金からの繰入金を抑制した一方、ふるさと納税のよる前年度収益を各種事業に活用する

ため、元気づくり基金からの繰入金を増額したことによるものです。

なお、財政調整基金からの繰入金については、できる限り抑制し、財政健全の堅持に努めているところですが、臨時的な財政需要に対応するため、やむを得ない範囲で繰り入れることとしております。

以下、当初予算に盛り込んでいる施策につきまして、私が公約として掲げました項目に沿って、新規事業を含め、主なものを申し上げます。

まず、最重要施策として1番目に上げるのが、人口減少対策であります。

町外からの移住・定住を促進する働く若者定住促進奨励金は、本年1月24日現在、平成30年からの累計で134件の実績となっております。人数も全体で398人、うち、中学生以下の子供が134人となっており、移住後に誕生した子供も25人となっております。人口減少対策には、子育て支援と定住化対策を同時に進めることが効果的と考えますので、国の移住支援金事業や県のひなた暮らし実現応援移住支援金も活用しながら、引き続き重点的に取り組んでまいります。

また、本町に移住を検討している方が、宿泊体験として町内宿泊施設を利用した場合に、宿泊料の一部を助成し、移住情報の提供や地域案内支援も併せて行う移住検討支援にも取り組んでまいります。

2番目に、子育てしやすい環境づくりであります。

本町が抱える課題としては、少子高齢化、人口減少といった構造的な問題があり、これを克服するためには、出生率の向上に取組、活力ある持続可能な地域社会を構築することが重要であると考えます。このため、県内でも下位に位置する出生率の向上と子育てしやすい環境づくりを進めるため、結婚、妊娠、出産から子育てにおける様々な場面において、子供及び子育て世帯に寄り添ったきめ細かな取組を行ってまいります。

具体的には、妊娠に悩む夫婦への不妊治療や検査にかかる費用の一部助成や、これまで行ってきた保育料の負担軽減に加え、新たに、第2子の保育料の無償化や在宅で育児される世帯への経済的な支援を追加するなど、国の事業を活用しながら、町独自の取組も強化してまいります。

また、小中学校における学校給食では、給食費の保護者負担軽減対策補助に上乘せする形で、食材の物価高騰に対応するための負担軽減対策補助も新たに盛り込んでおります。

子育て支援では、これまでも子ども医療費の無償化をはじめ、支援を必要とする子供とその家庭を対象に、相談や情報提供、関係機関との連絡調整を行う子ども家庭総合支援拠点運営事業を行うなど、様々な取組を行ってまいりましたが、新年度からは新たな事業を追加しながら、安心して子育てできる町を目指すとともに、この特色を町内外にアピールしていきたいと考えております。

3番目に、高齢化対策であります。

長らくコロナ禍で、人との接触をできる限り避け、感染予防を徹底した結果、シニア元気アップ運動教室や、ふれあいいきいきサロン事業などを休止せざるを得ず、健康寿命を延ばす取組や、生きがいつくりといった取組に取り組めませんでした。

しかし、コロナワクチン接種の普及や感染予防対策を徹底した結果、緩やかではありますが、日常生活の回復基調にありますので、今後はこうした事業を再開し、高齢化対策の柱として取り組んでまいります。

また、社会福祉協議会や地域包括支援センターとも連携しながら、超高齢社会への対応に努めているところですが、生活習慣病が要介護につながりやすい現状を改善するため、糖尿病性腎症の早期発見と栄養指導を行う高齢者の保健事業と、介護保険の地域支援事業との一体的な取組など、引き続き、地域住民の健康寿命の延伸を図ります。

さらに、地域公共交通対策でも、高齢者を中心としたデマンド型乗合タクシー運行事業や、70歳以上の高齢者を対象とした敬老バスカード事業を継続し、交通手段のサポートを行います。

4番目に、安心・安全対策であります。

近年、未曾有の大規模自然災害が発生する中、安心・安全対策はこれまで以上に重要性を増しております。引き続き、災害用備蓄品の充実、道路橋梁の長寿命化補修、木造家屋の耐震化、危険家屋の解体補助、消防積載車の更新など、安心・安全対策に取り組んでまいります。

また、国では、災害の激甚化・頻発化する中であって、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策により、地方公共団体が防災・減災、国土強靱化に重点的、集中的に取り組めるよう、対象事業を拡充しております。

本町におきましても、こうした事業を活用し、ため池等整備事業や農業用水路等整備事業、主要幹線町道の改良、河川の改修・補修等に取り組んでまいります。

さらに、国・県による本庄川河道掘削事業や、本庄川かわまちづくり事業、県道改良事業などの導入に向けた積極的な働きかけなども引き続き行い、安心・安全なまちづくりを推進してまいります。

5番目に、新型コロナウイルス感染症対策であります。

新型コロナウイルス感染症については、以前と比べ、感染陽性者の報告数は減少傾向にありますが、町民の皆様には、引き続き、基本的な感染予防の徹底をお願いしながら、各種対策に取り組んでまいります。

また、4月以降のワクチン接種については、現在、国において検討が進められているところですが、必要な接種は、引き続き自己負担なく受けられるようにするとの方針が示されておりますことから、今後におきましても、医療機関及び関係団体と緊密に連携し、接種機会の確保

に努めてまいります。

次に、地域活性化対策として、1番目に、中心市街地の賑わいづくりであります。

新型コロナウイルス感染症拡大から約3年が経過する中、外出自粛や経済活動の制限により、イベントの中止や延期が繰り返され、中心市街地の賑わいもなかなか取り戻せなかったところがありますが、徐々にウイズコロナ、アフターコロナの日常生活が形成されつつあることから、本町の最大のイベントであります総合町民祭をはじめ、各種イベント開催に努めてまいります。

また、中心市街地と周辺地域が効果的に連携し、町の活性化につながる取組を進めるため、まちなか賑わいづくり事業の推進やフィールドミュージアム創生事業など、関係機関・団体とも協力しながら取組を進めてまいります。

2番目に、空き家・空き地対策であります。

本町でも空き家が増加し、地域の住環境にも影響が生じていることから、今後、重点的な取組として強化していく必要があると考えております。そのため、新規事業として、国の集落支援員制度を活用し、空き家情報の収集、連絡調整窓口の確立など、地域の実情に応じた集落の維持・活性化を進めるほか、空き家バンクの円滑な運用を図るため、対象物件についての調査及び適正な評価を行うための費用も計上しております。さらに、特定空家に関しても、危険空家等解体事業により、地域の住環境の整備に取り組んでまいります。

3番目に、農業の振興であります。

農家の高齢化や担い手不足への対応が急務であることから、引き続き、次世代を担う農業後継者や新規就農者の育成、就農時の初期投資や就農直後の経営の確立を支援してまいります。

また、災害に備えた既存ハウスの補強や非常用電源装置の導入支援のほか、園芸作物の収益力強化につながる生産基盤の整備のためのヒートポンプ導入支援など、国の制度を活用した新たな事業に取り組みます。

また、町単独の新規事業として、施設園芸及び露地作物において、資機材や機械導入費用の一部助成を行い、資材費や燃油の高騰に対する農家経営の安定や作業の省力化、労働力不足の解消を推進し、生産面積の拡大や収量のアップを図ります。

さらに、農業技術の向上や生産効率化に資するICT機器等の導入費用の一部を支援するスマート農業推進事業費補助金など、次世代農業の基盤整備にも引き続き取り組んでまいります。

畜産振興では、飼料や燃油等の高騰で経営が不安定な肥育農家を支援するため、生産費の損失分の一部を補助するほか、畜産物PRのイベント、地産地消による消費拡大も支援してまいります。

林業の振興では、森林環境譲与税を活用し、竹林整備促進モデル実証事業費補助金や、県内産木材を利用した保育所の遊具の木工品製作など、森林資源の利用普及拡大を図るための木のぬく

もりを感じるまちづくり推進事業にも、引き続き取り組んでまいります。

また、新たな取組としては、森林伐採後の植林を推進するため、これまでも取り組んできた植林事業の補助に加え、植林後の苗木を保護するための防護柵にかかる費用や、年間を通じて植林できるスギコンテナ苗代の購入にかかる費用の一部を補助するなど、事業内容の拡充に取り組みます。

次に、町民福祉の向上対策として、1番目に、健康づくりの推進であります。

これまでも、総合健診事業を中心に、がん検診や予防接種を組み合わせた効率的な受診体制に心がけておりますが、健康づくりを推進していく上では、受診率の向上が課題となっております。

新・総合健診事業では、引き続き、国保会計の健康応援事業や健診促進パンフレットを活用した事業PRなどにも努め、未受診者への受診勧奨を行い、受診率の向上を図ります。

2番目に、住みよい環境づくりであります。

ごみの減量化や、ごみの不法投棄対策のほか、河川等の水質保全、水質浄化を図るための生活排水処理対策や、し尿・浄化槽汚泥等の処理など、公共下水道事業と連携して快適な生活環境確保に努めているところですが、町指定生ごみ袋の価格高騰による住民負担の軽減対策や、民間の宅地造成により見込まれる合併処理浄化槽の整備の増加にも対応するため、予算の増額を図るなど、住環境の向上に努めます。

そのほか、商工業の振興では、地域経済の回復を図るための取組として、令和4年度からの繰越事業ではありますが、県と連携して行う、県市町村連携プレミアム付商品券発行事業に取組、町内消費の喚起や生活支援に努めるほか、住宅や店舗のリフォーム事業、小規模事業者事業継続支援事業等にも、引き続き取り組んでまいります。

教育・文化・スポーツの振興では、学校教育の充実、教育環境の整備に引き続き重点的に進めていくほか、多様化する学校運営への課題解決や、学力向上に向けた支援を充実していきます。

また、少子高齢化に伴う児童生徒の減少に対応するとともに、発達障害、子供の貧困など、学校が抱える課題が複雑化・多様化していることから、合議制による学校運営協議会と学校評議員制度を活用しながら、学校と地域が一体となった持続可能な学校運営を目指します。

また、教育環境の整備では、本庄小学校屋内運動場床等改修工事費を計上するほか、小中学校の環境整備も引き続き行います。

続いて、社会教育関係ですが、老朽化した総合文化会館の高圧機器について、年次的な計画に基づき、高圧充電設備の更新を行っていくほか、文化面では、引き続き、史跡、文化財の環境保護、郷土芸能・伝統文化の保存伝承に努めてまいります。

スポーツ面では、新型コロナウイルス感染症拡大により、3年近く、ほとんどのスポーツで大会が中止、あるいは規模縮小されてきましたが、感染予防対策を徹底しながら、体育施設の開放

やスポーツ大会の誘致、各種団体への支援を行いながら、広く、スポーツの振興に努めてまいります。

最後に、行財政の推進であります。

起債の抑制や効率的な財政運営など、財政健全化に向けた取組については、これまでの方針を堅持し、後世に大きな財政負担が生じないよう心がけてまいります。

また、国が進めるデジタル田園都市国家構想によると、オンラインでも安全・確実な本人確認ができるマイナンバーカードは、デジタル社会の基盤となるものであり、行政手続のオンライン化に伴い、住民の利便性の向上や行政の効率化を推進する上で、ますます必要なものとなっていきますので、令和5年度においても、引き続き、マイナンバーカードの普及拡大と交付率の向上に努めてまいります。

また、国が整備するガバメントクラウドへの移行に合わせ、本町の業務フローを標準仕様に適合させるための準備作業やシステムの改修、さらには、基幹システムの標準化・共通化に伴い、必要となる機器のスペックアップなど、行政のデジタル化に向けた様々な経費も計上しております。

一方、行政のデジタル化を進めるに当たっては、既存の町内業務の実態調査、分析、業務の洗い出しなどを行い、それに沿ったデジタルツールの導入にむけて、政策立案や計画作成、推進体制の整備や効果検証といった業務が必要となることから、業務転換に係るノウハウや知見を有する人材を民間から登用し、一定期間受け入れるための経費を新たに計上しております。

今後も、こうした関連経費の追加が必要となることが想定されることから、必要な取組については、スピード感を持って適宜対処していきたいと考えております。

ところで、世界各地で異常気象や気候変動による影響が多発する中、脱炭素化は待ったなしの課題であり、国の予算においても、地方自治体による地域の脱炭素化に向けた取組を支援するため、公共施設等適正管理推進事業債に新たに脱炭素化事業が追加されたところであります。

本町においても、公用車の削減と併せ、新たに導入をする公用車のEV化を進めるとともに、庁舎等の電気使用料を抑制するため、民間企業との連携によるエネルギーマネジメントシステムの実証実験を行うこととしており、電力需要のピーク発生時に、太陽光蓄電池やEVからの放電により、空調設備のピークカットを実現し、消費電力の抑制につなげるなど、他自治体に先駆けした取組も行ってまいります。

以上、私が掲げた公約に沿って、令和5年度当初予算に盛り込んでいます施策の概要を申し上げましたが、ウイズコロナ、あるいはアフターコロナを見据えた新しい時代に向け、様々な分野での対応が求められる中での予算編成となり、予算規模も例年になく大きな予算となりましたが、新たな決意と緊張感を持ちながら、柔軟かつスピード感を持って対応できるよう、予算執行には

取り組んでまいりたいと考えております。

今後も、町民の皆様とともに、まちづくりを考え、未来に希望の持てるまちづくりに、誠心誠意取り組んでまいります。

次に、議案第2号「令和5年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計予算について」、予算規模は750万円で、対前年度比21.9%の減となります。

歳入の主なものは、雑用水使用料であります。

歳出の主なものは、一般会計繰出金、会計年度任用職員報酬、取水量検針業務委託料であります。

次に、議案第3号「令和5年度国富町国民健康保険事業特別会計予算について」、予算規模は24億8,920万円で、対前年度比2.7%の減となります。

歳入の主なものは、県支出金17億5,339万円、国民健康保険税5億1,312万5,000円、繰入金2億1,845万2,000円で、歳出の主なものは、保険給付費17億2,632万1,000円、国民健康保険事業費納付金6億7,294万7,000円などです。

次に、議案第4号「令和5年度国富町後期高齢者医療特別会計予算について」、予算規模は2億7,820万円で、対前年度比12.5%の増となります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1億8,103万4,000円、繰入金9,642万8,000円で、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金2億7,385万7,000円です。

次に、議案第5号「令和5年度国富町介護保険特別会計予算について」、予算規模は24億380万円で、対前年度比5.1%の減となります。

歳入の主なものは、国県支出金9億1,982万8,000円、支払基金交付金6億1,013万7,000円、保険料4億3,595万4,000円、繰入金4億3,736万4,000円で、歳出の主なものは、保険給付費21億9,063万円です。

次に、議案第6号「令和5年度国富町水道事業会計予算について」、予算の規模は6億3,240万円で、対前年度比7.2%の減となります。

3条予算の収益的収入は4億5,368万円で、収入の主なものは、水道料金です。

収益的支出は3億9,758万6,000円で、支出の主なものは、浄水場等の動力費、配水及び給水管修繕料、減価償却費、企業債利息です。

4条予算の資本的収入は7,101万3,000円で、収入の主なものは、企業債です。

資本的支出は2億3,441万9,000円で、支出の主なものは、配水管布設替え、加圧ポンプ更新等の工事請負費、企業債元金償還金です。

次に、議案第7号「令和5年度国富町下水道事業会計予算について」、予算の規模は5億8,104万円となります。

3条予算の収益的収入は3億9,541万3,000円で、主なものは、下水道使用料、一般会計繰入金であります。

収益的支出は3億9,941万5,000円で、主なものは、浄化センターにかかる費用、減価償却費、企業債利息であります。

4条予算の資本的収入は7,645万7,000円で、主なものは、企業債、一般会計出資金であります。

資本的支出は1億8,163万2,000円で、主なものは、建設改良費、企業債元金償還金であります。

次に、議案第8号「国富町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」、議案第9号「国富町個人情報保護審査会条例の制定について」及び議案第10号「国富町情報公開条例の一部を改正する条例について」は、個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を定めるため、これら関係条例の制定及び関係条文の一部改正を行うものであります。

次に、議案第11号「国富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」及び議案第12号「国富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、民法等の一部を改正する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正に伴い、児童の安全の確保に関する計画策定の義務化、バス送迎時の安全管理の徹底等がされることに伴い、関係条文の改正を行うものであります。

次に、議案第13号「国富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」及び議案第14号「国富町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例について」は、子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が施行されること等に伴い、関係条文の改正を行うものであります。

次に、議案第15号「国富町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は、健康保険法施行令等の一部を改正する省令に伴い、出産育児一時金の増額を行うため、関係条文の改正を行うものであります。

次に、議案第16号「国富町法華嶽公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、法華嶽公園内にドッグラン施設を設立すること等に伴い、料金設定等を含めた関係条文の改正を行うものであります。

次に、議案第17号「工事請負契約〔令和4年度東諸葬祭場改修工事（建築主体）〕の変更について」は、令和4年6月2日に工事請負契約を締結し、実施してきました建築主体工事について

て、主に防水工事等の設計変更により、工事請負額を増額変更するものであります。

次に、議案第18号「令和4年度国富町一般会計補正予算（第9号）について」ご説明いたします。

今回の補正は、県道宮崎須木線の岩知野地区道路改良に伴う、第4分団第1部の消防詰所の新築解体工事費等の追加や、物価高騰により低迷する地域経済の活性化対策として、県と連携して行う20%のプレミアム付商品券発行事業費補助金の追加のほか、実績見込みによる国・県及び町単独事業費の増減や基金の積立てを主に行うものであります。

補正額は1億5,679万9,000円、補正後の予算規模は103億5,873万4,000円となります。

以下、主なものを申し上げます。

国・県の制度事業では、老朽化した認知症グループホーム等施設の冷暖房施設更新工事に係る国庫補助金の追加や、保険基盤安定等負担金の確定による追加がある一方、住民税非課税世帯への臨時特別給付金給付事業や、農業用機械の導入に係る産地生産基盤パワーアップ事業費補助など、実績及び実績見込み等により、各種事業の予算を減額しております。

また、特別会計の繰出金については、国民健康保険事業特別会計では、保険基盤安定等負担金の確定により増額しておりますが、介護保険特別会計では、保険給付費等の実績見込み減により、減額しております。

このほか、県と連携して行う20%プレミアム付商品券発行事業や、宮崎須木線道路改良に伴う第4分団第1部の消防詰所新築解体工事費など、次年度へ繰り越して行う事業経費を追加するほか、新型コロナウイルス感染症対策事業では、ワクチン接種に係る事業実績確定により、令和3年度国庫負担金の返還金を計上しております。

また、基金の積立てについては、見込まれる歳計剰余金の一部や基金運用の益金を各基金に振り分けたほか、ふるさと納税寄附金の一部を元気づくり基金に積み立てることとしております。

なお、翌年度に繰り越して使用する経費については、令和4年度予算のうち、地域介護・福祉空間整備費補助金、畜産競争力強化整備事業費補助金、岩知野地区排水路整備工事、国営造成施設管理体制整備促進事業補助金、県市町村連携プレミアム付商品券発行事業費補助金、向高須志田線法面修繕地質調査設計業務委託料、十日町須志田線道路改良工事、消防詰所新築解体事業、農業用施設災害復旧工事、公共土木施設災害復旧工事については、年度内の事業完了が困難であると見込まれるため、翌年度に繰り越して実施することとしております。

以上、補正の概要を申し上げますが、これに充てる主な財源は、町税2,972万3,000円、地方交付税2億300万7,000円、繰越金8,274万2,000円などを見込んでおります。

なお、地方債については、普通交付税の伸びによる臨時財政対策債の減額及び各種の地方債対

象事業の実績及び実績見込み等により8,692万6,000円を減額しております。

次に、議案第19号「令和4年度国富町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」は、令和4年度国富浄化センター1—2、K、NO1、曝気装置制御用インバータ・コンバータ装置更新工事を令和5年度に繰り越して実施するものであります。

次に、議案第20号「令和4年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）について」、歳入につきましては、使用料を減額し、基金繰入金及び前年度繰越金を追加するものであります。

歳出につきましては、一般管理費委託料の減額を行うものであります。

補正額は21万円の減で、補正後の予算規模は939万円となります。

次に、議案第21号「令和4年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」は、保険給付費の減額及び基金積立金の追加等を行うものであります。補正額は5,044万1,000円の減で、補正後の予算規模は25億6,484万円となります。

次に、議案第22号「令和4年度国富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」は、保険基盤安定負担金の確定等に基づく、後期高齢者医療広域連合納付金の追加を行うものであります。補正額は662万3,000円で、補正後の予算規模は2億7,148万円となります。

次に、議案第23号「令和4年度国富町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」は、保険給付費の減額及び基金積立金の追加等を行うものであります。補正額は7,092万8,000円の減で、補正後の予算規模は25億1,627万円となります。

次に、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」は、令和5年6月30日をもって退任されます隈元昭二氏の後任として、日高忠彦氏を推薦するため、ここに提案するものであります。日高氏は見識が深く、人格も優れ、人権擁護委員としてふさわしい方であると考えますので、ここに議会の意見を求めるものであります。

以上、ご説明いたしました。補正説明の必要なものにつきましては、主管課長に説明いたさせますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊 静男君） 補正説明を求めます。矢野財政課長。

○財政課長（矢野 一弘君） それでは、議案第18号「令和4年度国富町一般会計補正予算（第9号）」につきまして補正説明いたします。

予算書のほう1ページをご覧くださいと思います。

第1条におきまして、今回の補正額は1億5,679万9,000円を追加するものとなっております。

第2条の繰越明許費、第3条の地方債の補正につきましては、それぞれ7ページから8ページ

に掲載しております。

7ページをお開きください。

第2表、繰越明許費です。

まず、地域介護・福祉空間整備費補助金については、認知症高齢者グループホーム等において、一定の年数が経過し、改修が必要となった冷暖房設備の改修工事に対する補助で、国の補助を受け、次年度に予算を繰り越すものであります。

次の、畜産競争力強化整備事業費補助金については、国の畜産クラスター事業を活用した肉用牛施設建設に係る補助金で、コロナ禍における資機材の納入遅延により、年度内事業完了が困難なため、予算を繰り越すものであります。

次の、岩知野地区排水路整備工事については、作付けをしない営農調整期間に追加工事の完成が困難であることから、予算を繰越して実施するものであります。

次の、国営造成施設管理体制整備促進事業補助金については、県企業局発注の古賀根橋ダム1号予備発電基盤の更新において、電子デバイス等の部品の工場製作が遅延する見込みであることから、年度内完了が困難なため、翌年度に予算を繰り越すものであります。

次の、県市町村連携プレミアム付き商品券発行事業費補助金については、県と連携して行う20%プレミアム付き商品券発行事業で、物価高騰の影響で低迷する地域経済を活性化するため、県の繰越し事業と合わせて予算を繰り越すものとなっております。

次の、向高須志田線法面修繕地質調査設計業務委託料については、国の補正予算により、防災安全交付金事業の採択を受け、2月末に業務委託を発注したもので、年度内の委託業務の完了が困難なことから、次年度に予算を繰越して実施するものであります。

次の、十日町須志田線道路改良工事については、道路改良において予期しない埋蔵物が見つかり、工法の検討に日数を要したことから、年度内事業完了が困難なため、次年度に予算を繰越して実施するものであります。

次の、消防詰所新築解体工事については、県道宮崎須木線道路改良に伴い、第4分団第1部の詰所の解体・新築工事を行うため、今回の補正予算で経費を計上しておりますが、工期的に年度内事業完了が困難であるため、次年度に予算を繰り越すものであります。

次の、農業用施設災害復旧工事については、9月に補正予算を計上し、11月の災害査定を経て、12月末に工事発注したところですが、資材調達に不測の日数を要し、年度内事業完了が困難な見込みであるため、予算を繰越して実施するものであります。

最後に、公共土木施設災害復旧工事については、10月に補正予算を計上し、12月の災害査定を経て、1月末に工事発注しておりますが、迂回路について地元との協議に日数を要したため、工期的に年度内事業完了が困難である見込みであることから、予算を繰越して実施するものとな

っております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正の1変更であります。

まず、臨時財政対策債については、額の決定等による借入限度額の減額となっております。

次の、農業基盤整備事業は、県営ため池等整備事業に係る事業費負担金の増額に伴い、借入限度額を増額するものとなっております。

次の、道路橋梁整備事業については、橋梁補修事業の事業費確定による借入限度額の減と、向高須志田線法面修繕地質調査設計業務委託料に係る借入限度額の増額となっております。

次の、消防施設整備事業については、県道宮崎須木線道路改良に伴います第4分団第1部の詰所の解体・新築工事に係る借入限度額の追加と、消防小型動力ポンプ積載車購入費の事業費確定に伴う借入限度額の減額となっております。

最後に、現年発生補助災害復旧事業は、公共土木施設災害復旧事業の実績見込みによる借入限度額の減額となっております。

それでは、事項別明細書の歳入17ページをお願いいたします。

1款町税から19ページの12款地方交付税までにつきましては、一般財源の増減になります。それぞれ実績見込みまたは決定等による予算の減額となっております。

続きまして、21ページをお願いいたします。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費補助金、1節社会福祉費補助金の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金636万4,000円は、先ほど繰越明許費で説明したとおり、認知症高齢者グループ等の老朽化した冷暖房施設の改修工事に対する補助となっております。こちらの補助率は100%で、全て国庫補助となっております。よって、歳出でも、3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉において同額を計上しております。

次の、住民税非課税世帯等への臨時特別給付事業費補助金5,810万円の減につきましては、課税所得の減により、令和4年度に非課税となった世帯に10万円を給付するという事業でありましたが、事業費の確定によりまして、予算を減額するものであります。こちらのほうも補助率100%でございますので、全て国庫補助となっております。よって、歳出でも、3款民生費、1項社会福祉費、6目臨時特別給付金費で同額を減額しております。

続きまして、このページの一番下になります。

3項委託金、3目水防費委託金の樋門操作委託金173万7,000円についてですが、こちらのほうは、樋門操作の活動実績に応じた委託金の追加となっております。

続きまして、22ページをお願いいたします。

17款県支出金、1項県負担金、2目保険基盤安定等負担金につきましては、国民健康保険事

業特別会計及び後期高齢者医療特別会計における負担金の決定による追加となっております。

続きまして、23ページをお願いいたします。

2項県補助金、5目商工費補助金の県市町村連携プレミアム付き商品券発行事業費補助金1,275万円につきましては、繰越明許費で説明したとおり、県との連携による町民の経済負担を軽減しつつ、消費喚起を行い、物価高騰により落ち込んだ地域経済の回復を目的に行うものであります。こちらは、県負担の2分の1を計上しております。

続きまして、24ページをお願いいたします。

18款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入の土地売払収入746万5,000円です。こちらは、三名の農業者トレーニングセンターの敷地の一部364.41m<sup>2</sup>の県への売却額448万2,000円と、公衆用道路、里道、水路等を合わせて1,034.85m<sup>2</sup>の民間への払下げによる収入298万3,000円の合計となっております。

次の、3節その他不動産売払収入1,096万3,000円は、町有林の杉原木販売額の実績確定による追加となっております。

次に、19款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金のふるさと納税寄附金150万円です。これは、企業版ふるさと納税分を追加するもので、実績に基づき計上しております。

次に、このページの一番下の21款繰越金8,274万2,000円については、令和3年度からの繰越金のうち、これまで補正予算に計上しなかった残額を計上するものとなっております。

続いて、25ページをお願いいたします。

25ページのこのページ一番下になります。23款の町債につきましては、先ほど地方債補正で説明したとおりでございますので、詳細な説明は省略させていただきます。

続きまして、事項別明細の歳出29ページをお願いいたします。

歳出の補正予算につきましては、実績見込み及び事業費確定等に基づく経費の増減や、実績見込みによる国・県及び町単独事業費の増減のほか、基金の積立てや歳入の補正に伴います財源更正などを計上しております。なお、歳入で説明したものについては、説明を省略させていただきます。

まず、2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費の24節積立金です。見込まれる歳計剰余金の一部を財政調整基金に、また基金運用による益金をそれぞれの基金に按分して積み立てるほか、ふるさと納税の益金を元気づくり基金に積み立てるものとなっております。

続いて、31ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、27節繰出金の国民健康保険事業特別会計繰出金1,732万円です。こちらは、保険基盤安定負担金及び未就学児均等割保険料負担金の決定による追加となっております。また、2目老人福祉費の27節繰出金、介護保険特別会計

繰出金 2,826 万円の減額につきましては、主に、介護給付費や地域支援事業費等の実績見込み減によるものであります。さらに、5 目後期高齢者医療費の 27 節繰出金、こちらにつきましては、後期高齢者医療特別会計繰出金 380 万円ですが、保険基盤安定負担金の決定による追加となっております。

32 ページをお願いいたします。

3 款民生費、2 項児童福祉費、2 目児童措置費、19 節扶助費の児童手当 527 万 5,000 円の減額については、児童数の減少によるものであります。また、子ども医療費 304 万円の減につきましては、コロナ禍における受診控え等による影響ではないかと推測しております。

次に、5 目子育て世帯特別給付金費の子育て世帯生活支援特別給付金 335 万円の減についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得の子育て世帯の生活支援を行うものとして計上しておりましたが、当初見込みと比較いたしまして、児童手当の受給者の減、また特に家計急変世帯等において大きく実績の見込みが減となったことが要因となっております。

続きまして、35 ページをお願いいたします。

5 款農林水産業費、2 項林業費、1 目林業総務費、24 節積立金の森林環境譲与税基金積立金 171 万 4,000 円は、令和 4 年度譲与税額から予算執行分を除いた残額を基金に積立てるものとなっております。

続きまして、6 款商工費、1 項商工費、2 目商工業振興費の 12 節委託料の消費喚起ポイント還元事業委託料 600 万円は、エネルギー価格や食料品価格の高騰に対する経済対策として、QR コード決済での最大 30%ポイント還元を行ったところではありますが、当初の見込みを超えた反響があったため、今回予算を追加するものとなっております。

36 ページをお願いいたします。

このページ、7 款土木費から 40 ページの 10 款災害復旧費までについては、実績及び実績見込みによる予算の増減となっておりますので、詳細な説明は省かせていただきます。

最後に 40 ページをお願いいたします。

このページの一番下になります。11 款公債費については、平成 23 年度臨時財政対策債の利率の見直し、また、繰上償還による償還金額の修正によりまして、1 目の元金につきましては増額、2 目の利子については減額するものとなっております。

説明は以上になります。

○議長（渡邊 静男君） ほかにございませんか。補足説明ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） ないようでございます。

○議長（渡邊 静男君） それでは、以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。  
よって、本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午前10時33分散会

---